

平成18年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給	水	戸	数		22,200 戸
(2) 年	間	総	有	収	10,641,444 m ³
(3) 一	日	平	均	有	29,155 m ³
(4) 主	要	な	建	設	296,454 千円
				配水管整備事業等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	3,302,608 千円
第1項 営業収益	3,295,293 千円
第2項 営業外収益	7,304 千円
第3項 特別利益	11 千円

支	出
第1款 水道事業費用	3,292,630 千円
第1項 営業費用	2,900,289 千円
第2項 営業外費用	389,295 千円
第3項 特別損失	2,046 千円
第4項 予備費	1,000 千円

消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,978千円を加算した支出計3,302,608千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額684,678千円は、過年度分損益勘定留保資金674,700千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,978千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	水道事業資本的収入	603,095 千円
第1項	負担金	23,625 千円
第2項	分担金	60,910 千円
第3項	固定資産売却代金	10 千円
第4項	補助金	19,900 千円
第5項	投資償還金	498,650 千円

支		出
第1款	水道事業資本的支出	1,287,773 千円
第1項	建設改良費	327,713 千円
第2項	企業債償還金	460,060 千円
第3項	投資	500,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 425,896 千円
- (2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 水源開発等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,094千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、30,014千円と定める。

平成18年3月9日 提出

天理市長 南 佳 策